

## 答申

### 1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和2年2月3日1生衛第1633号で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

#### (1) 審査請求に係る対象公文書

審査請求に係る対象公文書は、令和2年1月22日現在の福岡県油症患者診定専門委員（以下「専門委員」という。）の名簿（以下「本件公文書」という。）である。本件公文書には、「氏名」「所属」「職名」「所属班」及び「任期」に関する欄があり、専門委員の「氏名」、当該専門委員が所属する医療機関や大学等の機関の名称（以下「所属名」という。）及び当該機関における専門委員の職務の名称（以下「職名」という。）並びに後述する「所属班」に関する内容が記載されている。

#### (2) 開示決定状況

実施機関は、本件公文書中の専門委員の「氏名」「所属名」「職名」及び「所属班」に関する情報（以下これらの情報を総称して、「本件非開示情報」という。）については、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）に該当するとして、本件決定を行った。

### 3 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件決定を取り消し、本件公文書の全部を開示することを求めるものである。

#### (2) 審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和2年1月21日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）をファクシミリにて行った。

イ 実施機関は、令和2年1月22日付けで、本件請求に係る開示請求書をファクシミリにて受信し、受付を行った。

ウ 実施機関は、令和2年2月3日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

エ 審査請求人は、令和2年2月10日付けで、本件決定を不服として、福岡県公安委員会に対し、審査請求を行った。

オ 福岡県知事は、令和2年4月7日付けで、福岡県情報公開審査会に諮問した。

### 4 審査請求人の主張要旨

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約する

と、次のとおりである。

### (1) 条例第7条第1項第1号本文該当性

ア 専門委員の「氏名」等は、個人情報に該当するとしても、思想や信条など当該個人のプライバシーに関する情報とは峻別すべきである。

イ 本件公文書中の「所属名」「職名」「所属班」に関する情報を非開示とした理由について、個別具体的な理由の説明を求める。例えば、「所属名」について、大学名など組織機関の名称を開示しても、個人の特定には至らないと思料するが、組織機関名の名称を非開示とする理由について説明を求める。また、「所属班」の意味について説明を求める。「所属班」に関する情報は、開示しても個人識別性はなく、個人の権利利益を害するおそれもないことから、条例第7条第1項第1号に該当しない。

ウ 実施機関は、「所属名」「職名」「所属班」に関する情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、それを基に調査を行うことで、特定の個人が識別される蓋然性があると主張している。しかしながら、「所属名」「職名」に関する情報について、例えば大学名と所属学部のみが記述されている場合、多数の者が対象となるため、もともとその者が専門委員であることを知っている者、あるいは当然知り得る者以外は、特殊な手段を持ち得ない限り、これらの情報からだけでは特定の個人を識別することはできない。識別性については、一般人が通常的手段で入手し得る情報から特定し得るかどうかで判断すべきである。

### (2) 条例第7条第1項第1号ただし書該当性

ア 「情報公開の手引」（福岡県総務部県民情報広報課作成。以下「手引」という。）六ページに、「個人が識別される情報については原則非開示とした上で、これらの情報であっても公益的見地から開示することが必要なものなどを例外的に開示することとしている」とあるが、本件決定は、「公益的見地から開示することが必要なものなど」に該当しないとの判断をしたのであれば、その理由について説明を求める。

イ 専門委員の情報は、たとえ個人情報であったとしても、その果たす役割から判断すると公にすることが予定されている情報といえるのではないか。他県等答申で、公的な委員の氏名等情報について、開示が妥当とされた例もある。専門委員であることを自ら公表している大学教授もいるし、過去において、専門委員の名簿は公表されていたはずである。私は以前入手した過去の専門委員の名簿を持っている。どうして公表されないこととなったのか。非公表となる過程で、専門委員にとって、どのような不利益があったのか。

ウ 専門委員は、公的な機関が選任した特別職非常勤職員の資格に準じるものであり、通常の「個人」とは性格が異なるものである。専門委員は、油症の診定を専門的に行う立場であり、患者の権利に対して一定の制約を加え得る事実上の権限を有している。患者に不利益な処分を与えるプロセスに関与している以上は、どのような根拠に基づきどのように判断したのかについて、専門的知見を争訟において問われるのは当然のことであり、また、そうした争訟に耐え得る判断を行っているはずであるから、実施機関の主張は非開示とする理由にはならないと思料する。

エ 油症に関する適切な診定が行われていることを明らかにするためには、どのような立場の者が専門委員であるかを明らかにすることが不可欠である。

オ 実施機関は、条例第7条第1項第1号の規定を踏まえ、「特定の個人が識別されると、カネミ油症患者として認定されなかった者等による意見陳述等の対応を迫られることが想定されるため、専門委員の権利利益を保護するために、本号を適用して非開示とした」と主張している。条例第7条第1項第1号は、個人の識別性に着目して非開示の範囲を定めることを基本としており、識別性がなくとも、個人の権利利益を害するおそれがある情報について非開示とするものとしている。実施機関の主張は、識別性だけではなく、非開示とするには権利利益の侵害性を必要とする条例解釈を開陳しているものと思われ、このような解釈が条例に見られないところであり、どのような根拠に基づいてこのような主張を行っているのか明らかにされたい。

カ 「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれ」とは、その「個人」の権利利益に関して具体的にどのような実害を生じるのかを特定して明らかにすべきである。

### (3) その他

本件決定は、専門委員による認定・非認定という行為がカネミ油症被害者の憲法上の生存権及び健康追求権等の基本的人権をはく奪することにもなるという面を考慮した上での決定であるのか、その判断根拠を具体的に明らかにされたい。

## 5 実施機関の説明要旨

弁明書及び口頭意見陳述の内容並びに油症患者認定に係る手続等に関して、当審査会が実施機関から聴取した内容を基に実施機関の説明を要約すると、次のとおりである。

### (1) 条例第7条第1項第1号本文該当性

ア 本件公文書の記載事項のうち、専門委員の「氏名」「所属名」「職名」及び「所属班」に関する情報は、特定の個人を識別することができる情報に当たると認定し、条例第7条第1項第1号の規定に基づき非開示とした。専門委員の「氏名」は、それ自体が特定の個人を識別することができる情報である。「所属名」「職名」及び「所属班」に関する情報は、それだけでは、特定の個人を識別することはできないが、それらを基に調査を行うと、専門委員が特定される蓋然性が高い情報であることから、特定の個人を識別できると判断した。

イ 「専門委員の氏名等が個人情報に該当するとしても、その個人のプライバシーに関する情報とは峻別すべきである」という主張について、手引によれば、本件決定の根拠規定である条例第7条第1項第1号は、個人の尊厳の観点から、個人のプライバシーを最大限保護することを目的としている。プライバシーの概念は、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものではないことから、個人のプライバシーを侵害するおそれをあらかじめ防止するため、個人が識別される情報については原則として非開示とするこ

とを規定している。したがって、条例の趣旨・目的をみると、専門委員の氏名等の個人を識別できることとなる情報は、プライバシーに関する情報と峻別することはできないと考える。

## (2) 条例第7条第1項第1号ただし書該当性

ア 専門委員が、特別職非常勤職員の資格に準じるものであるか否かを問わず、条例第7条第2項の規定に基づき、公文書の開示に関しては、当該個人の権利利益を不当に害しないようにしなければならないと、専門委員の氏名等の情報は、個人に関する情報として、保護に値すると考える。

イ 専門委員が特定されると、油症患者として認定されなかった者等による意見陳述等の対応を迫られることが想定されるため、専門委員の権利利益を保護するため、条例第7条第1項第1号を適用し、非開示とした。

ウ 「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれ」とは、専門委員の平時の社会生活に影響を及ぼすおそれがあることを意味する。

専門委員の氏名等が開示されると、専門委員は、油症患者として認定されなかった者等による意見陳述等の対応に追われることが想定される。また、専門委員の氏名等の情報を公にすると、当該専門委員の日常の業務遂行が妨げられる可能性が高いと考えられることから、専門委員の氏名等の個人を識別できることとなる情報を公にすることは、当該専門委員の平穏な社会生活に影響を及ぼすこととなり、権利利益を害するおそれがあると考える。

エ 口頭意見陳述で審査請求人が提出した上記4(2)イの名簿は、平成13年度に設立された「油症診断基準再評価委員会」の名簿であり、専門委員の名簿ではない。カネミ油症事件が発生した昭和43年から昭和49年途中までは、油症患者認定を九州大学又は九大油症研究班が行っており、油症患者と認定されなかった者が、認定に携わった医師に対し面会を求め、診断理由等について質問を行い、圧力を加える事案が発生した。その後、九大油症研究班が、患者の認定は行政が行うべきであると見解を表明したことを受け、昭和49年9月26日から、患者の認定を実施機関（福岡県知事）が行うこととした。それ以降、このような事案の発生を避けるため、実施機関では、専門委員の氏名等は公にしたことはない。

オ 実施機関は、本件決定の後、審査請求人を特定する氏名等の情報を除いた本件決定の内容を専門委員に情報提供した。これを受けて、令和2年2月10日に開催された以下6(1)イの診定会議後、専門委員のみで協議を行い、その結果、「専門委員の総意として、専門委員の名簿の非公表を希望する」旨が実施機関に伝えられた。

## (3) その他

認定の結果を説明すべき主体は、認定を行う実施機関（福岡県知事）にあり、実際に、実施機関において対応をしている。

## 6 審査会の判断

当審査会は、開示請求に係る公文書に条例第7条第1項各号に掲げる非開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求に対し、当該公文書を開示しなければならないとした本県開示請求制度の原則的な考え方を踏まえた

上で、以下(3)ウに記載した点から本件公文書の性格及び内容を考慮し、本件非開示情報の同項第1号(個人情報)該当性判断を行ったものである。

### **(1) 本件公文書の性格及び内容について**

本件公文書は、カネミ油症事件に係る患者(以下「油症患者」という。)の認定に際し、認定のために必要な診定を行う専門委員の名簿(令和2年1月22日現在)であり、当該専門委員の「氏名」「所属名」「職名」「所属班」「任期」に関する情報が記載されている。

カネミ油症事件とは、昭和43年10月、カネミ倉庫株式会社のライスオイル(以下「カネミライスオイル」という。)中に脱臭工程の熱触媒として用いられたカネクロール(PCB及び不純物としてのPCDF等)の混入が原因で発生した食中毒事件であり、当該事件に係る油症患者の認定の仕組み及び専門委員の概要については、それぞれ以下のとおりである。

なお、実施機関は、本件請求に係る開示請求書を令和2年1月22日付けで、ファクシミリにて受信し、受付を行ったため、同日時点での専門委員の名簿を特定し、本件決定を行ったものである。

#### **ア 油症患者の認定について**

実施機関は、昭和49年9月26日に施行された「福岡県カネミ油症患者認定要綱(最終改正:平成29年4月1日施行、以下「認定要綱」という。)」の定めにより、油症患者を認定している。

油症患者の認定に際しては、専門委員の「診定」を経る必要がある。診定とは、カネミライスオイルの摂取により身体に異常を訴える者を対象とした行政機関の一斉検診等の結果を基に、専門委員が総合的に診断を行うものであって、実施機関は、その結果(以下「診定結果」という。)に基づき、必要があると認めるときは、当該対象者を油症患者と認定する。

#### **イ 専門委員について**

認定要綱第3条第1項の規定により診定を行う者であり、その選任については、同条第2項の規定により「診定に際し、医学に関して学識経験を有する者」のうちから実施機関が委嘱するとしている。

専門委員は、認定要綱第4条第2項の規定により、実施機関からの諮問に応じて、診定を行っており、年1回は専門委員全員で、診定に係る会議(以下「診定会議」という。)を開催している。

#### **ウ 所属班について**

カネミライスオイルによる油症被害者対策の円滑な推進を図るため、九州大学医学部皮膚科教室を事務局として設置された全国油症治療研究班(以下「全国班」という。)及び全国班に置かれた組織の総称である。

### **(2) 条例第7条について**

#### **ア 条例第7条第1項第1号本文の規定の趣旨について**

条例第7条第1項第1号本文前段は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)を非開示とすることを定めたものである。また、本号本文後段は、個人情報記録されている公文書については、上記のような個人識別性のある部分を除くことにより、基本的に個人の権利利益は保護されるものと考えられるが、中には、

個人の人格と密接に関連し、公にすれば個人の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるものがあるため、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものについても、非開示とすることを定めたものである。

なお、本号本文前段の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより間接的に特定の個人を識別することができる情報をいい、照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手しうる情報が含まれる。

#### **イ 条例第7条第1項第1号ただし書に関する規定の趣旨について**

条例第7条第1項第1号本文に該当するとした情報であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（本号ただし書イ）、人の生命、健康等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（本号ただし書ロ）、公務員等の職務の遂行に係る情報（本号ただし書ハ）、公益的見地から開示することが必要なものとして、実施機関があらかじめ当審査会の意見を聴いた上で定め、公示した基準に該当する情報（本号ただし書ニ）については、例外的に開示することとしている。

##### **(7) 条例第7条第1項第1号ただし書イの趣旨について**

条例第7条第1項第1号ただし書イの規定における情報とは、法令及び条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報をいうものである。ここでいう「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足り、また、「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に周知の事実である必要はない。

##### **(イ) 条例第7条第1項第1号ただし書ハの趣旨について**

条例第7条第1項第1号ただし書ハの規定における公務員等の職務の遂行に関する情報とは、公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務に関し、当該事務を実施したことにより記録された情報をいうものであり、例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。また、この規定は、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は、個人情報として保護される必要がある。この規定により開示されることにはならない。

#### **ウ 条例第7条第2項の規定の趣旨について**

条例第7条第1項第1号ただし書ロ、ハ又はニの規定は、公益上の必要性等から、本来非開示である個人情報についても開示することとしたものであるが、本県においては、これらの規定と条例第3条後段に規定された基本原則（個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮

をしなければならない。)との均衡を図る必要があることを明確にするために、条例第7条第2項に、「条例第7条第1項第1号ロ、ハ又はニの規定の適用については、当該個人の権利利益を不当に害しないようにしなければならない」と規定しているところである。

したがって、条例第7条第1項第1号ただし書ロ、ハ又はニの規定の適用に当たって、当該情報の開示が個人の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いなどその利益を不当に侵害するような場合は、なおこれを保護すべきであり、当該情報が有する具体的な事情等を十分に考慮し、特に慎重な取扱いを行うべきである。

### **(3) 条例第7条第1項第1号及び同条第7条第2項該当性の判断**

#### **ア 専門委員の「氏名」について**

本件非開示情報のうち専門委員の「氏名」は、専門委員という特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1項第1号本文に該当することは明らかである。

審査請求人は、専門委員の果たす役割から判断すると、本件非開示情報は、公にすることが予定されている情報といえるのではないかと、また、専門委員は、特別職非常勤職員の資格に準じるものであり、通常の「個人」とは性格が異なるものとして取り扱う必要があるといえるのではないかと主張している。このことは、すなわち、専門委員の氏名について、条例第7条第1項第1号ただし書イ（慣行公情報）又はハ（公務員等の職務遂行情報）の該当性を主張しているということであるため、次のとおり検討を行う。

#### **(ア) ただし書イ該当性について**

審査請求人は、専門委員の名簿について、以前は公表されていたと主張し、口頭意見陳述において、過去の専門委員の名簿なるものを当審査会宛に資料提出しているところであるが、実施機関によると、当該資料は、過去の専門委員の名簿ではないとのことであり、また、実施機関では、これまで専門委員の名簿を公表したことは一切ないとのことであった。

さらに、審査請求人は、「専門委員であることを自ら公表している大学教授もいる」と主張しているものの、当審査会で確認したところ、いずれの専門委員についても、所属する機関のホームページ上において、本県の専門委員である旨の記載は確認できなかったところである。

条例第7条第1項第1号ただし書イに規定する「慣行として公にされている情報」の例としては、手引において、「受彰者名簿により知り得る氏名」等が挙げられているところ、本県では、現在様々な顕彰制度において、その目的や基準に従い受彰者を選定した結果、顕彰のために、その氏名を名簿等の形で広く公表しており、このような「受彰者名簿により知り得る氏名」は、まさに「慣行として公にされている情報」に該当するものである。これに対し、専門委員の氏名は、これまで公表されたことはなく何人にも明らかにされる性質を有する情報であるとはいえないと解される。

#### **(イ) ただし書ハ該当性について**

実施機関は、専門委員が、条例第7条第1項第1号ただし書ハに規定する「公務員等」に当たるかどうかについては触れずに、本件非開示情報の本号ただし書ハへの該当性を検討するに至っている。しかも、この検討において、条例第7条第2項の規定の趣旨に照らした結果、本件非開示情報である専門委員の氏名を開示することで、専門委員の権利利益を不当に害するおそれが高いと判断し、本号ただし書ハには該当しないとして本件決定を行ったと説明しているところである。

当審査会において確認したところ、本県においては、要綱の規定を根拠として設置された協議会等の委員については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員には当たらないと整理しており、したがって、認定要綱の規定により設置された専門委員についても、地方公務員法第2条に規定する地方公務員には当たらないとの回答を得た。すなわち、この回答に照らせば、専門委員は、条例第7条第1項第1号ただし書ハにおいて規定する「公務員等」には当たらないため、その氏名は、条例第7条第2項の規定の趣旨に照らすまでもなく、本号ただし書ハには該当しないと判断される。

以上により、専門委員の氏名は、条例第7条第1項第1号ただし書イ及びハには該当せず、また、その他の本号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるため、公益的見地から開示することが必要であると認められる情報ではなく、本号に該当すると判断される。

#### **イ 専門委員の「所属名」「職名」「所属班」に関する情報について**

本件非開示情報のうち専門委員の「所属名」「職名」「所属班」に関する情報は、専門委員の個人に関する情報ではあるものの、専門委員という特定の個人を識別することができる情報であるか、条例第7条第1項第1号本文該当性について、以下検討する。

なお、同号への該当性判断の際には、照合の対象となる他の情報に係る集団の規模が限定されている場合には、個人が識別される可能性も高くなることを考慮して判断したものである。

##### **(7) 実施機関の説明について**

審査請求人は、専門委員の所属名及び職名に関する情報について、これが大学名と所属学部名等のような記載である場合、同じ大学・学部内には多数の者が所属しているため、あらかじめ専門委員が誰かを知っている者、あるいは当然知り得る者以外は、これら多数の者の中から専門委員を識別することはできないと主張している。また、所属班についても、個人識別性はないであろうと主張している。これに対し、実施機関は、専門委員の所属名、職名及び所属班に関する情報について、これらの情報を基に調査を行うことによって、当該専門委員を識別できるため、いずれの情報も、本号本文に該当すると説明している。

当審査会では、実施機関の説明を基に、本件非開示情報のうち専門委員の所属名、職名及び所属班に関する情報について、具体的にどのような調査を行えば、当該専門委員を識別できるのか、またこれらの情報のうち、いずれか一つの項目のみで、専門委員という特定の個人が識別できるのかについて、条例第25条第4項の規定により、実施機関に対し



意見書の提出を求めた。

このことについて、実施機関からは、次の趣旨による回答を受けた。

- a 全国班が毎年実施しているカネミ油症に係る研究事業の報告書（以下「油症報告書」という。）が、九州大学病院のホームページにおいて、年度単位で掲載されている。
- b 当該油症報告書には、カネミ油症の研究に携わった研究者の氏名、所属する研究機関名及び職名の一覧表（以下「研究者一覧表」という。）が含まれており、当該研究者一覧表からは、カネミ油症に係る専門家・有識者を一定程度把握することができる。
- c 本件非開示情報のうち専門委員の氏名を非開示としても、所属名及び職名を開示した場合、当該研究者一覧表と照合することで、専門委員をかなり狭い範囲に絞り込みできることから、所属名及び職名は、専門委員という特定の個人を識別できるものと判断した。
- d また、研究者一覧表からは、カネミ油症の研究に携わる研究者が、限られた研究機関（医療機関・大学）に所属しているという前提があることが分かる。この前提の下、専門委員の所属名・職名のいずれか一方のみであっても、これを開示した場合、当該研究者一覧表と見比べることで、専門委員という特定の個人を識別できるものと判断した。
- e さらに、所属班に関する情報には、専門委員が所属する機関（医療機関・大学）が所在する県名を含んだ組織情報が記載されているため、これを開示することにより、当該専門委員がどの県の研究機関（医療機関・大学）に所属しているかが判明することとなる。上記dで述べたとおり、研究者一覧表からは、カネミ油症の研究に携わる研究者が、限られた研究機関（医療機関・大学）に所属しているという前提があり、この前提の下、所属班に関する情報を開示した場合、当該研究者一覧表と見比べることで、やはり相当程度、専門委員の絞り込みにつながり得るものであり、所属班に関する情報は、専門委員という特定の個人を識別できるものと判断した。

#### (イ) 専門委員の「所属名」「職名」に関する情報について

上記6(3)イ(7)a～eの回答を受け、当審査会において、実施機関が示した九州大学病院のホームページを確認したところ、令和2年11月末現在、平成18年度から令和元年度までの分の油症報告書が添付されていることが確認できた。また、当該油症報告書の中には、実施機関の説明のとおり、各年度において、カネミ油症の研究事業に携わった研究者の氏名並びにその所属する研究機関（医療機関・大学）の名称及び当該研究機関における職名が記載された研究者一覧表が含まれていることも確認できた。さらに、約15年間分の研究者一覧表の内容を確認したところ、カネミ油症の研究に携わる研究者は、総勢50名程度であることや、このうち、直近5年間、継続して携わっている研究者となると、10名程度であることなど、比較的その対象が限定されていることが判明した。

実施機関が説明する上記「調査」とは、本件公文書と当該研究者一覧

表を照合するというものであるが、本件非開示情報のうち所属名及び職名に関する情報と当該研究者一覧表の研究機関名及び職名に関する情報は、同種の情報であるため、本件非開示情報のうち、専門委員の所属名及び職名に関する情報が開示されると、当該研究者一覧表上の研究機関名及び職名に関する情報と照合することで、専門委員の氏名をかなり狭い範囲で絞り込みできることが認められる。

次に、本件非開示情報のうち職名に関する情報のみを開示とした場合であるが、例えば、当該職名が「教授」であった場合、当該研究者一覧表中に「教授」という職名を有する研究者は20名程度いるが、上記のとおり、直近で研究に継続して携わっている者の中から「教授」職にある者を絞るなどの具体的な検討を行うと、対象は半分以下となるなど専門委員の氏名をかなり狭い範囲で絞り込みできることが認められる。

これらのことから、上記6(3)アにおいて非開示妥当と判断した「専門委員の氏名」を明らかにすることにつながるの実施機関の説明は、不当とはいえ、「所属名」「職名」に関する情報については、専門委員という特定の個人を識別できる情報であると考えべきであり、本号本文に該当する。なお、本号ただし書該当性については、上記6(3)ア記載の理由と同じ理由により該当しないと判断される。

以上により、専門委員の所属名及び職名に関する情報は、条例第7条第1項第1号ただし書イ及びハには該当せず、また、その他の本号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるため、公益的見地から開示することが必要であると認められる情報ではなく、本号に該当すると判断される。

#### **(ウ) 専門委員の「所属班」に関する情報について**

本件非開示情報のうち所属班に関する情報と同種の情報とは、当該研究者一覧表上には記載されていない。しかしながら、所属班に関する情報には、実施機関の説明のとおり、専門委員が所属する機関（医療機関・大学）が所在する県名を含んだ組織情報が記載されており、これを開示することにより、当該専門委員がどの県に所在する機関（医療機関・大学）に所属しているのかが判明することとなる。例えば、所属班の名称に「福岡県」が含まれていた場合、当該専門委員は、福岡県に所在する機関（医療機関・大学）に所属する者であるということである。この場合、当該研究者一覧表中に「福岡県」に所在する機関（医療機関・大学）に所属する研究者は、30数名程度いるが、上記のとおり、直近で研究に継続して携わっている者の中から「福岡県」に所在する機関（医療機関・大学）に所属する者を絞るなどの具体的な検討を行うと、対象は3分の1以下となるなど専門委員の氏名をかなり狭い範囲で絞り込みできることが認められる。

もし、本件非開示情報のうち、専門委員の所属班に関する情報が開示されると、当該研究者一覧表の研究機関名と照合することで、当該研究機関がかなり絞り込まれ、その結果、専門委員の氏名をかなり狭い範囲で絞り込みできることが認められる。

このことから、上記6(3)アにおいて非開示妥当と判断した「専門委員の氏名」を明らかにすることにつながるとの実施機関の説明は、不当とはいえず、「所属班」に関する情報については、専門委員という特定の個人を識別できる情報であると考えべきであり、本号本文に該当する。なお、本号ただし書該当性については、上記6(3)ア記載の理由と同じ理由により該当しないと判断される。

以上により、専門委員の所属班に関する情報は、条例第7条第1項第1号ただし書イ及びハには該当せず、また、その他の本号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるため、公益的見地から開示することが必要であると認められる情報ではなく、本号に該当すると判断される。

#### ウ その他の検討について

条例第7条第1項第1号本文の規定に係る該当性判断をするに当たっては、開示請求に係る公文書の性格及び内容により、公文書中の個人に関する情報が識別されないよう特に慎重な判断が求められる場合がある。

本件公文書についても、その性格及び内容が、専門委員の不利益につながるようなものであって、当該文書中の情報から専門委員が識別されないよう特に慎重な配慮が求められるような類いの文書であるかの検討を実施機関の説明等に照らして、以下のとおり行った。

上記5(2)エに記載した実施機関の説明に関連して、口頭意見陳述においてなされた審査請求人からの「専門委員の氏名等を公にしないと実施機関が判断する過程で、具体的に、専門委員に何か不利益があったのか」旨の質問に対し、実施機関からは、「〇〇年〇〇月頃、油症患者と認定されなかった者が、診定に携わった医師に対し面会を強硬に要求してくる事案が発生した」というような具体的な回答は得られなかったところであるが、そもそも、実施機関は、認定の結果を説明すべき主体について、認定を行う実施機関（福岡県知事）であることを認めており、実際に対応もしているということであった。しかしながら、たとえ実施機関が、「認定の結果は実施機関が説明する」旨を強調したとしても、油症患者の認定には、専門委員の診定を経ることが要件である以上、専門委員が特定された場合、当該専門委員に対し、直接、個別の説明や対応を希望するケースが生じることは想定し得る。

カネミ油症事件は、発生してから半世紀が経過した今も、社会的関心が高い事案であることはいうまでもない。それを踏まえると、診定について、専門委員が、油症患者やその関係者、報道機関等からの問い合わせに対応せざるを得ない状況が生じた場合、このことに物理的・精神的な負担を感じ、その任を続けることが困難であると考えられる専門委員が出ることも想定され、油症患者の認定などその他の影響が生じる可能性も否定できない。現に、専門委員側からは、本件決定の後、その総意として、専門委員名簿の非公表を希望する旨が実施機関に伝えられたとのことである。

専門委員には、認定要綱に従い、診定結果を実施機関（福岡県知事）に提出するために、適正な診定を行う責任は当然あるものの、条例第7条第1項第1号ただし書ハにおいて規定する「公務員等」には当たらないこと

を踏まえると、診定の内容や認定結果の説明責任を負う主体とまでは言い切れず、その限りにおいて、専門委員が特定された場合は、当該専門委員に、本来の役割以上の対応を求められることによる不利益が生じる可能性は高いと認められる。

このように、当審査会は、本件公文書の性格及び内容が、専門委員の不利益につながるおそれがあるものであって、また、そればかりではなく、油症患者の認定やひいては、カネミ油症研究全般への影響を及ぼす可能性を有する文書であることを考慮し、専門委員の所属名、職名及び所属班に関する情報の条例第7条第1項第1号の該当性判断について、慎重に考慮したものである。

#### **(4) 審査請求人のその他の主張について**

当審査会は、実施機関が行った公文書の開示決定等の妥当性について条例の規定により判断する機関であるため、審査請求人のその他の主張については、審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。